

Title	シャー・アッバース一世のギーラーン地方政策(二)
Sub Title	The administrative policy of Gilan by Shah 'Abbas I'
Author	長谷部, 暢子(Hasebe, Nobuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.57- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0057">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0057</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# シャー・アッバース一世の ギーラーン地方政策（一一）

長 谷 部 暢 子

## III ヴァズィールの権利と義務

a ヴァズィールの権利と義務  
一六〇九／一〇一八年に Behzād Baig をギーラーンの一代目<sup>(103)</sup>のヴァズィールに任命する際の勅令の記事には、忠実に徵稅強化を目標するものとされていたといえよう。アッバースⅠ世

時代のギーラーンで道の修復や堤防建設などの事業が政<sup>(104)</sup>府主導でなされたという記述は、確かにハーツの地方<sup>(105)</sup>經濟活性化政策としての側面を示している。

建物および耕作の増加 (takṣīr-e ‘emārat va zerā’at) に尽力すること、そして田畠のいかなる陳情 (motāleb) やよびその訴願者 (mostada‘iyāt) についてもシャーに上申することがヴァズィールの義務として記されている。<sup>(106)</sup> また、ギーラーンの歴代ヴァズィールのうち、TAA などによって唯一経歴が明らかにされている Mohammad Šafi' に鑑みる限りでは、文官としての研鑽と能力を認められて中央政府に抜擢された者がこの職に就くと思わ

る地区のヴァズィール職そのものを下僚のヴァズィールに自ら委託できるのである。

次に地方政府の成員たちの職務を、徵税の手順と併せて簡単にまとめておこう。まず任命の勅令において耕作の増加が義務とされているように、ギーラーンの農民からの徵税を強化するため、ヴァズィールは耕作されない土地がないよう農民<sup>(108)</sup>を配分したり、農民が耕作に必要とするものを与えるなど、耕作そのものを監督した。そして当該地区的農民の保護などを受け持つと同時に、集税や徵税管理を請負うのがダールーガ<sup>(109)</sup>であったと考えられる。また、ギーラーンの農民が納入する税のうちかなりの部分を占めるのが収穫物、ことに米<sup>(110)</sup>であつたため、毎年作柄および収穫物の査定が行われた。それを地方政府の役人たち('ommāl)が検討した上で課税額を定め、ヴァズィールの承認を得て、その年徵収すべき租税の高さを決定する。それに従つて会計官(mostoufi)<sup>(112)</sup>が租税手形(berāt)を発行し、各地の集税人(tahvildār)<sup>(112)</sup>に割り当てる。そして定められた租税および収穫物が地区毎に集税人によって集められ、その際にダールーガが監督および取り纏めを担つた。その後、慣習法(dastūr)<sup>(113)</sup>にそつて役人たちが収穫物の統制価格(tasfir)<sup>(114)</sup>を定めるべ

会計官が納税者たち(mo'addiyān)の全勘定(mohāse-bāt-e koll)を清算(mafrūr)し、会計官の印璽(mohāse-hr)を押した清算書(daftār-e mafrūr)が納税者たちに渡された。もちろんこれらのすべての段階についてヴァズィールの承認が必要とされた。その後会計官および書き記がその年の全稅收を帳簿(daftār)に記入して收支会計を閉じた後、この帳簿にそつて国庫納入および中央派遣の監督官(nāzir)への報告がなされたとみられる。

またヴァズィールは、財政・徵税のみではなく、軍事を除くあらゆる統治機能に関する権限を有していた。しかし財政・徵税業務以外のヴァズィールの職務および権限は、史料においてはおよそ漠然とした語によつて示されるのみであり、地方行政・治安などに關するヴァズィールの行動を顕著に示す記述はごく僅かである。それはヴァズィールが地方行政や治安の実務に直接関わるのではないかつたことの現われでもある。こうした職務に関する最終責任がヴァズィールにあることは、「任免権の行使」の記述によつて明らかである。ギーラーンのヴァズィールは自らが頂点に立つ地方政府の成員たちについてはもちろん、ダールーガ職の任免権を持ち、さらにキャラーンタル職の任免をも左右していたと思われる。つま

り地方社会の秩序に直接関わる職すべてについても、ヴァズィールが実質的な任免権を有していたのである。ハーツセ統治下のギーラーンの官職保有者はすべてヴァズィールを通した俸給によつて雇用されるため、自ずとヴァズィールに任免権が賦与されたともいえよう。ヴァズィールはこうした形で軍事を除く地方統治全般に関する中央政府から全権を委ねられていた。もひとむ、官職保有者すべてをいわばヴァズィール直属の雇員としたのは、徵税の行い易い統治機構に変容させる中央政府の政策であつた。雇員たちの遂行する職務のすべてが自らの業務成績として評価されるため、ヴァズィールはより優秀な適任者を任命する責任があつた。任命の権限は同時に最終責任者の義務でもあつたのである。

#### b ヴァズィールと中央政府の関係

ギーラーンのヴァズィールたちは、しばしばギーラーン以外の地域のヴァズィール職をも兼任していた。ヴァズィールが自らの下僚に代理として職務を委託するのは、複数の地域を同時に担当していたためである。ヴァズィール職に任じられるのはハーツセ地についてばかりではなく、ハーケム統治下の地域の財政・徵税面の監査を行うために派遣される場合も多くある。彼らがそうした任

務をも帯びるのは、文官としての能力を高く評価されていたためでもあるだろう。しかし史料は、こうした任務が彼らにとって名誉であったとばかりは言えないことを示している。一六〇七／一〇一六年、*Mohammad Šafi* はホラーサーン全土のヴァズィール職をも兼任し、その地のアミールたちの収支の調査 (*haqīqat-e madāxel va moxārej*) を命じられた。しかし彼の財政管理の厳格さ (*saxtgiri*) ゆえにマシュハドの人々が困惑し、また彼は、兵の俸給などを巡つてマシュハドのハーケムと争うことになつたという。彼の意図はハーツセ地同様の厳しい管理を行なつて国庫納入分を増やすことについたと思われるが、結果的には中央政府の鬱憤を買つことになつた。<sup>(19)</sup> 同様の事例は二代目ヴァズィールの *Behzād Baig* についても見られる。一六一〇／一〇一九年、彼は王朝軍の遠征先カラーバーグ (*Qarābār*) に会計監査 (*tanqīb-e mohāsebāt*) のため召喚を受け、任務を遂行した。しかしの時オスマン朝の軍勢がアゼルバイジャンに侵攻してあつたため、アッバースⅠ世は時宜を考慮して、<sup>(20)</sup> *Behzād Baig* が行つた会計を無視することにしたといふ。<sup>(21)</sup> つまり前者はトユール体制にそつた形で、後者は前線の戦費需要に見合つた形で、それぞれ財政管理を行う

べく要求されていたのである。彼らヴァズィールたちは中央政庁の一官僚として、与えられた職務をすべて中央政府の意図する通りにこなしうる役人でなければならなかつた。

そしてヴァズィールたちは、ギーラーンにおいても独立した統治者という存在には程遠かつた。ギーラーンにおいて彼らが集める租税収入は、全て国庫財産 (*mał-e dīvān*)<sup>(124)</sup> であり、かつ国庫收入の内でも無視しがたい割合を占めていたと考えられる。ゆえに中央政庁は、ヴァズィールの徵稅業務を常に監視していた。むろん中央政庁任命の監督官 (*nāzir*)<sup>(125)</sup> の報告は当初から義務づけられていたし、稅収が国庫に納入される段階で中央政庁が最終的な会計を行つたことは間違いない。しかしその上、中央政庁がギーラーンのヴァズィールの業務に関し、かなり頻繁に監査を行つていたことが、ヴァズィールたちの罷免時の記載によつて示されている。TGFによると、*Mohammad Šafi'* 解任の直接の契機となつたのは、彼が Lāhijān の米の統制価格 (*tas'ir-e berenj*)<sup>(126)</sup> を操作し一八、〇〇〇トマンを着服した疑いであつたが、この汚職疑惑を摘発したのは当時の大ヴァズィールであつたといふ。<sup>(127)</sup> また TGF の作者は、前述の二人のヴァズィー

ルの罷免の原因を彼らを疎んじる中央政庁の要人たちの譟訴に帰している。<sup>(128)</sup> 確かに、対立や派閥争いから上級職にある者が下位にある者を失脚に追い込むような事例が常にあつたことは想像に難くない。しかし中央政庁での上下の力関係がヴァズィール人事を左右することのみを強調して捉えるべきではない。*Mohammad Šafi'* が実際に汚職を働いたかどうかの真偽は別として、中央政庁が国庫に収めるべく要求した額を一八、〇〇〇トマン下回つたことは確かである。また Behzād Baig は解任時西ギーラーンのみで一〇、〇〇〇トマンもの未収分を残していたといふ。<sup>(129)</sup> 彼らを疎む上位文官が彼らを失脚させようとして監査を行つた結果というより、頻繁な非公式の監査の過程で、国庫納入分を満たしえないという彼らの重大な失敗が明らかにされたため、より適任である者を改めて任じたということではないだろうか。またギーラーンのヴァズィールが改任される際には、中央政庁からも在地の者からも、会計監査にあたる人間が複数選ばれている。これらのことが示すように、ギーラーンの徵稅業務が中央政庁にとつてことに枢要であつた点を重視すべきである。

ここであらに、中央政庁からダーリーガが派遣される

場合について考察しよう。通常ギーラーンのダルーガはヴァズィールが任命するが、TGFにおいて中央政府からの派遣の記述が二例のみ見られる。一つは Behzād Baig 解任時に東西ギーラーンそれぞれについてダルーガが派遣されたという記述である。<sup>(133)</sup> この場合ダルーガはヴァズィール解任に際しての会計監査および財政管理を担つた。この内、西ギーラーンのダルーガに任じられた Latif Xān Baig は二年間執務し未収金二〇、〇〇〇トマンを徴収したという。もう一つの例は、一六一六年一二五年グルジア遠征に際し、王朝軍がギーラーンを経由して進軍した時、東西ギーラーン共にヴァズィールが解任され、各々について会計ダルーガ (dāru-ra-ye hesāb) <sup>(134)</sup> が任じられたという記述である。そしてこの二年後に元のヴァズィールたちの復職が認められる。<sup>(135)</sup> 前者は国庫に大きな損失を与える未収金累積の解消を、後者はグルジア遠征のための戦費の徴収を、各自目的としたダルーガの派遣であった。共に二年間のみの執務であり、明らかに徴収に迅速を要する際の臨時措置として、強制力を持つ者が任じられたといえる。ヴァズィールとダルーガが常時共に派遣される他のハーッセ地においては、ダルーガの強制力が重視される場合にのみ、

ダルーガが優位に立つ<sup>(137)</sup>。しかしギーラーンにおいては、迅速な徴収が要求される場合、ダルーガが優位に立つばかりかヴァズィール職が空位とされていた。中央派遣のダルーガの強制力がヴァズィールのそれにどれほど勝るものであつたかを示す記述は見られない。しかし暫定措置とはいえ、統治の最高権力者であるヴァズィールがすべての職務を解かれたり、またその任命がなされなかつたりするという事態は、ギーラーンのヴァズィールの持つ権能の限界と、一官僚に過ぎぬ立場とを明示している。

彼らは軍事を除くすべての権限を委ねられてはいたが、ハーッセ地ギーラーンはあくまで中央直轄領であり、その権限の真の保有者は中央政府であつた。ヴァズィール自身もやはり国庫からの俸給生活者であり、中央政府を代表してギーラーンでの職務を遂行する際にのみ権限が伴つたにすぎない。また中央政府も、より良い文官を経済的重要性の高いギーラーンのヴァズィールとして任じることに責任を持つていたため、国庫収入増に貢献しない者は直ちに罷免し、より効果的に徴税を行いうる者を代りに任命していくた。

表IV ギーラーンの徵稅額を示す史料記載

年 代	対象地域	担 い 手		史料上の記述	金額(トマン)	典 拠
		官職	名 前			
1567(975) 地 方	東ギーラーン	ハーケム	Xān Ahmad Xān	年間稅收	12000/年	JA330a
1567(975) 時政 權	東ギーラーン	ハーケム	Xān Ahmad Xān	上記のうちの中央政府 (dīvān)への納入分	8000/年	JA330a
1593(1002) 代	西ギーラーン	ハーケム	'Alī Xān	中央政府への貢税 (pīškēš)	1000/年	TAA451
1609(1018) ア 統 治 時 代	東ギーラーン	ヴァズィール (Mīrza 'Ālamiyān Muhammad Ṣafī')	Mīrza 'Ālamiyān (Muhammad Ṣafī')	この年の米の換算率操作 による着服額	18000/年	TGF183
1612(1012) 時 代	東西ギーラーン	ヴァズィール Behzād Baig	Behzād Baig	年間徵稅總額細目 (taqrīr va abvād)	200000/年	TGF211
1620(1029) 時 代	西ギーラーン	ヴァズィール Oṣlān Baig	Oṣlān Baig	年間徵稅總額細目 (taqrīr va abvād)	51000/年	TGF220

J.A...Morši Būdāq Qazvīnī, *Javāher al-Akbār*. (MS.ehemalige Kaiserliche öffentliche Bibliothek zu St.Petersburg).

への統治機構とめだらわれた政治は、やがて徵稅額との便宜や國のための指揮でねいた。本来は地方經濟の短社化を前提とした政策じめいたじつゆ、ギーラーン國

輝取への賦せたたぬ、もつめく徵稅しつねかゝば  
ベーハルが優秀だじわる頃回が強めにこゝの世  
題の問題だねいた。

### III ハーツセ体制の弊害と矛盾

#### 一 収奪と圧制

前章において、ギーラーンのハーツセ化の目的が徵稅強化にあつたことを示した。しかし実際にヴァズィール統治体制を整えることによつて徵稅額が増加したのであるうか。僅かに見出された稅収額を示す數値の内、対象地域が共通すると思われるものを比較すると (cf. 表IV) 確かに金額の上では稅収増加が見られる。しかし記述例が少なすぎる点や、比較の際に名目価値をそのまま使う以外に方法のない点などを考慮ると、稅収増が如実に示されているとは言い難い。また額面上の増加は明らかであるとしても、それが收奪強化であるとは限らない。ヴァズィール統治施行によつて生産高や收穫高が増加し、それに対して定められる徵稅額が自ずと増加したとも考えられる。とすればハーツセ化による変容は、単に地方統治機構が中央政府の国家機能の中により強く組み込まれたというだけの事象であり、むしろ地方經濟の活性化が促されたものと捉えられよう。

しかし TGF の記述は、ハーツセ体制統治がギーラーンの地方社會に活力を与えるようなものではなかつたことを強調している。たとえば、ヴァズィールの Behzād Baig が解任された後、彼の残した未収金の徵稅のためにダールーガが派遣されたことを前に記した。徵稅しきれずに残つた分を僅か二年で回収する行為自体が、強制力をを持つ者による厳しい取り立てを意味するが、やらにこの際の記述に現われた「年々の徵稅必要額 (motāle-bāt-e sanavāt)」および「日々の未収金 (baqāyā-ye ayyām)」<sup>(33)</sup> の語は、中央政庁および地方政府の定める課稅割合が実収可能な限度を越えて設定されがちであり、未収金が累積していくことを暗示している。また生産高に対する課稅額の変動が偏りがちであつたことも想定される。すなわち生産高増加もヴァズィールの義務であつたため、凶作であつても、自らの進退に響かぬよう課稅額を下げず、集めきれない分は負債の手形として残したであらう。逆に生産高上昇による徵稅強化はヴァズィールの功績として評価されるため、豊作の年には負債分の返済が困難な程に課稅額を引き上げたと見られる。

また、ヴァズィールの Mohammad Šafi' が一八、〇〇〇トマンを着服したとされて罷免された後、アッバー

ス I 世はこの一八、〇〇〇トマンの回収責任をヴァズィール代理であつた Behzād Baig に負わせ、さらにもう一度東ギーラーンの人々から取り立てるよう定めたとい<sup>(140)</sup>。Behzād Baig せんの回収に三年を費やしており、追徴負担の重さが窺われる。正規の税を収めた人々に再課税するところ理不尽な行為に加え、免職後ほどなく没した Mohammad Saftī の遺産の大半を占める七、〇〇〇

トマンがシャーへの贈与金 (piškes) として没収された<sup>(141)</sup>。追徴額の三分の一、つまり一年分を補う額だが、これが国庫納入分の補填に用いられるることはなかつた。ヴァズィールに課せられる重い徴税負担を最終的に背負うのはギーラーンの納税者たちであつた。

そして問題はこれらのとく公然と行われた徴税強化のみに留まらない。TGF にはヴァズィールの臣下・下僚たちが私利のため不当な搾取や圧迫を加えたという記述が多数見出される<sup>(142)</sup>。また、重くなりがちな通常の課税とそれに関連して派生する様々な収奪の他に、王朝軍遠征時の臨時課税も看過できない。史料に最も明確に現わるのは一六一六／一〇二五年グルジア遠征時の記述であるが、これを特殊な一例と捉えるべきではない。サフアヴィー朝とグルジアの関係が悪化した一六一三／一〇

二一年頃から、王朝軍の対グルジア遠征は相次いで行われていた<sup>(143)</sup>。そしてこの頃アッバース I 世の冬營地がマーザンダラーンの Farahābād に造営されていたため、王朝軍は遠征時ギーラーン経由でグルジアに向かうことも多かつたと思われる<sup>(144)</sup>。ゆえにこうした際に、ハーツセ統治下のギーラーンで戦費や物資の調達が行われていた可能性は強い。

王朝軍遠征という事象は、ハーツセ化がその対象地域にかつてない矛盾をもたらしたことも明示している。同じギーラーン地方に位置する近隣のハーケム勢力下の地域とは、遠征時の王朝軍との関係において大きな違いが見られる。近隣のハーケム勢力はサファヴィー朝との臣従関係に基づいて軍事奉仕を行つていた。他方ハーツセ統治地域はむろん軍事奉仕を行えなかつたし、求められもしなかつた。ただ戦費および物資の供出を求められたため、自ずとその徴収が強化された。そしておそらくは王朝軍のみではなく、近隣のハーケム軍からも物資や戦費の提供を求められたであろう。かつては共に地方政府の支配下にあつた地域に、統治機構の違いから生じる負担の差が歴然と現われるようになつた。このことがハーツセ地の住民に不満をもたらしたばかりではない。軍事

力を維持するハーケム軍勢力がハーツセ統治下の地域に對して略奪行為を働く事態なども出て來るのである。むろん地方政権時代にもギーラーンの各有力者間の抗争が多くあつた。しかしそれらは同質の統治機構を持つハーケム軍勢力同士の争いであつた。古来ギーラーン地方における抗争は *Sefidrūd* を挾む東西二勢力間に起ることが多かつたが、ハーツセ化によつてギーラーン地方の地域間関係、すなわち二分対立の状況も大いに変化した。それはトユールおよび軍事力において、持つと持たざるとに二分されるという構造の対立であつた。ハーツセ化の弊害は、中央政府と限られた対象地域との関係においてのみ現われたのではなかつた。

ハーツセ化によつて新たに引き起された矛盾はそれのみに留まらない。ハーツセ地の地方有力者に対する懷柔および勢力削減措置は、地方社会内部の軋轢を別な形で拡大していた。

地方政府下でトユールを保有していた有力者層がトユール廃止を安易に受け容れたわけではなく、ハーツセ体制の徹底には、むろんかなりの時日が要求された。*Lešte neša* の Čopek Ajdar 家両勢力のごとくヴァズィール統治への抵抗を続けた実質上の土地所有者に対するは徹

底的な弾圧が加えられた。<sup>(151)</sup> 他方、在地勢力を掌握している地方有力者層のうち敢えて抵抗行動を取らぬ者たちに對しては官職や俸給を与えるなどして懷柔していた。しかしこの懷柔措置はハーツセ体制を浸透させるための一つの段階に過ぎなかつた。時を経るに従い、ヴァズィールとこうした地方有力者層との関係が変化した。すなわちヴァズィールが任命を左右したキャラーネタル職や、ヴァズィール体制に協力的であつたセパフサーラール職の扱い手までが圧迫の対象になつていくのである。

たとえば、キャラーネタルがヴァズィールと不和になり、その不平をシャーに上申するという事例<sup>(152)</sup> が、Oslan Baig が西ギーラーンのヴァズィールに就任した一六一四／一〇一一三年頃から多く現われる。このキャラーネタルたちは、ヴァズィール統治を拒否して抵抗行動を起こしたわけではない。<sup>(153)</sup> これらの不和の記述は、ヴァズィールによる過剰な徵税強化と地域代表者のそれに対する抗議と捉えられる。キャラーネタルたちは自らの担当地区への収奪や圧制を阻もうとシャーへの上申を敢行したのであろう。また TGF には、キャラーネタル職にある資産家が、自ら担当する地区 Kūčesfahān を中央政府から直接請負う (*ejáre va maqāte*) べく秘かにシャーの

許に赴いたという記載が見られる<sup>(14)</sup>。これは自分たちの地区のみでもヴァズィールの担当から外そうという試みであった。しかしこの上申は事前に気付いたヴァズィールからの書状によつて阻まれた。さらにこのヴァズィールは、別な有力者にキャラーンタル位を与えると唆し、この者を殺害させた<sup>(15)</sup>。こうして地方社会の側に立つ者は弾圧され、またシャーへの上申も効力を持たなかつた。ヴァズィールの臣下に対する罷免要求などが受け入れられることもあつたが、扱い手が変わつたところでヴァズィール傘下の圧制者であることに変わりはなかつた。同時にキャラーンタル職は、ヴァズィールがその授与を約して地方有力者たちを操り、さらには分裂させて勢力を減じる道具と化した。売官なども公然と行われるようになつた<sup>(16)</sup>。

官職授与が、官職保有者と地域社会の関係を変え、その影響力を削減する機能を果たしていと前に記したが、懐柔措置の必要がない程にその勢力が減じると、地方有力者たちは収奪の対象とされた。彼らは資産家でもあつたため、格好の対象だったのである。

一六二九／一〇三八年の運動の際、Lāhijān と Fū-

man のキャラーンタルが運動勢力の襲撃の対象となる。

このことは、弾圧や仕組まれた地域集団内部の抗争によって、ハーツセ地の元地方有力者層のうち地域住民の立場に立つ者は収奪の対象とされていき、他方ヴァズィールに癒着して住民を圧迫する立場に立つた者のみが官職を持ち勢力を保つようになったことを示している。つまりハーツセ統治地域の元地方有力者層もまた、抑圧者と被抑圧者という形で二分されたのである。

以上述べてきたごとく、次第に収奪のみを強化し、ギーラーン地方にかつてなかつた矛盾を引き起こしたハーツセ体制統治に、地方政策としての深刻な構造的欠陥が内包されていたことは明らかである。

さらについで、一六一四／一〇二三年より西ギーラーンのヴァズィール職を務めた Oṣlān Baig について記しておきたい。この Oṣlān Baig は、トルコマン系のキズイルバシュの一部族 Sānlū 部のコルチに出自を置く。彼はギーラーンがハーツセ化された時点で文官としての経験をスタートさせたが、それ以前は厳密な意味でのシヤーの近衛兵として活躍する武官であり、ギーラーンのヴァズィール職の扱い手としては異色であつた。また前任者たちと比較すると明らかに彼への待遇にはコルチ出身であるゆえの特権が明示されており、文官としての能

力や経歴によってではなく、シャーの側近であったためにこの職を得たものと考えられる。当時のサファヴィー朝におけるコルチの優越性は、ヴァズィール体制をとるギーラーンの統治についても顕著に現われていたといえる。

しかしさらに重視すべきなのは、この Oṣlān Baig の徴税に関する強制力が前任者たちよりも勝っていたと思われる点である。前に述べたように彼のヴァズィール就任以降地方有力者への圧迫を示す記載が目立つて増える。また TGF には、彼が徴税に際して過度の強制力を加えてくる者であつたことが示されている。<sup>(163)</sup> さらに彼の就任年頃、サファヴィー朝のグルジア遠征が本格化している点も注目に値する。つまり、そうした時点で本来文官の占めるべき官職の領域にまでコルチの武官出身者が進出してきたのは、中央政府が彼らの武力を背景とした徴税強化を意図していたためと考えられるのである。そして彼がヴァズィール職にあつた時期、彼の出身部族が西ギーラーンにおいて勢力を伸長していた形跡も認められ、中央政府が、ハーツセ統治地域における部族勢力の拡大に対して抑制を加えることなく、むしろそうした勢力が徴税強化に有効に働くのであればそれを奨励さえし

た可能性を暗示している。より多くの税収を上げうることのみが重視されたため、優れた文官官僚の代表がハーツセ体制下のギーラーンの統治を担うという施策方針が徹底されなくなつたのであらう。

TGF によれば、Oṣlān Baig がヴァズィール職にあつた間に、古くからの名家 (xānevādēhā-ye qadimi) が窮地に追い込まれて (mostaṣal šod) 崩壊 (xarāb) したという。また、Behzād Baig の解任後、つまり Oṣlān Baig の就任より十七年の間ヴァズィールたちの圧制に晒されたため、借地人たち (mosta'jerān)、集税人たち、キャドホダーたち、そして <sup>(164)</sup> 田畠たちの大半が逃亡し、隠れたという記述も見出される。徴税強化の便宜を図つた改革が施されている統治機構の頂点に、部族勢力と特権とを合わせ持つ者を任命し、徴税強化を促すという施策はギーラーン地方社会の疲弊に拍車をかけた。<sup>(165)</sup> むろん、弊害と矛盾を生み出す根本的な原因は統治体制自体の構造上の欠陥であつたといえる。しかし、ハーツセ運営において、優遇された勢力を用いて徴税を強化する施策の問題はギーラーンのみに留まるものではないため、アッバース I 世の地方政策全般に関する問題として指摘しておきたい。

## 一一 運動の示すもの

一六二九年～一〇三八年、アッバース一世の死<sup>(168)</sup>の三ヶ月後、Lāhijān において *Tarīb Śāh* 運動が展開された。<sup>(169)</sup> その後二ヶ月で鎮圧されたものの、東西ギーラーンに広く波及し、その勢力は一時三万人に達した大規模な民衆運動であった。この運動はハーツセ化によつてギーラーンにもたらされた収奪・圧制・社会矛盾に対する地方社会の反応であり、またハーツセ化の弊害と矛盾を様々な側面から反映しているのである。

この運動は、Eshāq 家出身の西ギーラーンの元ハークエム Jamšid Xān の息子を擁立し、全ギーラーンの征服を宣する形で起られた。<sup>(170)</sup> TGF に記された運動の主導者たちの名をネスバから判断すると、彼らは Lešte nesa<sup>(171)</sup>、Lāhijān、Kūčesfahān のいずれかの出身者と推定される。ヴァズィール統治上の行政区分では前者二地域が東ギーラーン、Kūčesfahān が西ギーラーンに属していた。このうち運動勢力の拠点であり、主導者が主に出ていたのは Lešte nesa<sup>(172)</sup> であった。運動の主導勢力の中には、かつてヴァズィール統治に抵抗したために強制追放されていた Ajdar、Čopek ふたり Lešte nesa

の一いつの名家の者たちがいた。<sup>(173)</sup> 彼らおよび彼らと並んで地方史上に名前が記されているこの主導者たちは、ハーツセ体制下において優遇されず、収奪・圧制の対象となつていた元地方有力者たちと考えてよい。

もともと、上記の Ajdar、Čopek 両家は共に東ギーラーンの統治者であった Kiyā 家の臣下であり、この Kiyā 家と、擁立した王子の Eshāq 家は元来敵対関係にあつた。つまり彼らおよび Kiyā 家の統治下にあつた東ギーラーンの元地方有力者たちは、自らの元君主の敵方の末裔を擁立したことになる点に注目したい。

他方、擁立された Jamšid Xān の息子 *Tarīb Śāh* あるいは ‘Ādel Śāh<sup>(174)</sup> についてはその経歴が TGF に詳述されているが、Eshāq 家の末裔であるといつて確証はない。つまり王朝年代記 Dh TAA に示されるように捏造された末裔である可能性も大きい。だがその真偽はわしたる問題ではない。むしろ主導者の捏造であるとした、なぜ多くの者にとってかつての仇敵である Eshāq 家の血統を持ち出したのか。このことは、ハーツセ体制統治がかつての東西対立を希薄化せたこと、つまり抑圧された地域の者たちが協力して共通の敵に抗せざるを得ない状況になつていたことを暗示している。

表V 1629年 *Γ arīb Šāh* 運動時の襲撃対象と行動

地域	対象	行動	典拠
Lāhijān	(シャー・アッバース任命の)Lāhijānのキャラーンタル; Mīr Morad	30000トマン相当の現金・商品( <i>noqud</i> va <i>ajnās</i> )を略奪	TGF263
	地方政府集税人( <i>tahvīrdār-e dīvān</i> ) の‘Alī Xān Baigとその弟 Mīr ‘Abbās	モスクワ・カザンから運んで家に貯蔵していた国庫所有の財産・商品( <i>amvāl</i> va <i>ajnās-e dīvān</i> )をすべて略奪	TGF263
	Lāhijānのキャラーンタルの <u>Mohammad Tāleb</u>	殺害し、屋敷を焼き討ち	TGF263
Kūčesfahān	ヴァズィール代理( <i>nāyeb al-ṣadāre</i> )	家族を捕え、動産・備品を略奪	TGF263
Rašt	メイダーン周辺のキャラバンサライ、店( <i>dōkākīn</i> )、逃亡者の家屋敷	略奪	TGF265
	Rastの地方政府舎( <i>dār al-emāre</i> )	金・銀貨、商品、カーペット( <i>forūš</i> )を略奪 更にシャーの命によってヴァズィールが下僕に買わせておいた1628年分の絹300ハルバールの内200ハルバールを引き出しoubāsらに施す	TGF265
Fūman	逃亡したキャラーンタル、貴顕( <i>a'yān</i> )らの家屋敷	焼き討ちを計画(未遂)	TGF266-7

次にこの運動の参加者について考察しよう。TGF には、Lāhijān で決起し、西進していく運動勢力に、赴いた

先々の一般民衆が続々と参加していく様が記されている。<sup>(182)</sup>

運動が西方に広がった経過に鑑みると、主導者たちが敢えて Ešhq 家の末裔を擁立したのは、西ギーラーンの住民たちに地方政府復活をより強く訴えかけ、参加を求めるためと考えられる。そして人々が運動に参加したのは、サファヴィー朝の統治からの脱却を願ってハーケム統治の復活に賛同したためであろう。このことは、ハーケム化以降のヴァズィール統治が、それ以前の地方政府統治に比べてはるかに抑圧的であったことを示している。一般民衆の大半が運動主導者たちの主張に賛同したとする根拠は総勢三万という運動勢力の大きさのみではない。運動鎮圧後に刀狩が行われたという記載<sup>(183)</sup>が見られ、ギーラーン民衆の多くが主体的に運動に参加したことが示されているためである。

TGF に見出される運動勢力の襲撃対象およびそれらに対して取った行動についての記述を表Vにまとめた。主な襲撃対象はヴァズィールとその臣下である。中には、半ば暴徒と化した群衆が無差別な略奪を行つたという事例も見られるが、主導者たちがそうした行動を戒めた記

述も見られ、運動勢力の行動には明白な意図が感じられる。<sup>(184)</sup>

さらにこれらの対象に対する行動を検討しよう。焼き討ち、殺害は圧制者に対する肅正として、またある者にとっては自らの故地の既存の統治体制を破壊したことへの怒りや復讐心の表現として行つたものと言えよう。それらにまして多いのが略奪行為である。略奪は、不正に取り立ててきた者たちから取り返すという意味合いで行つたと考えられる。ここには、ヴァズィール統治体制のもたらした悪弊のうち、最も人々を苦しめ、また誰もが不正と感じていたものが収奪であったことが示されている。運動勢力が収奪の不正と苛酷さに憤つて略奪行為をとったことを明示するのは、略奪した金品を分配するという行為である。TGF には、T̄arib Šāh は、シャーの命を受けたヴァズィールが下僕に申し付けて貰わせ、Rašt の地方政府舎 (dār al-emārē) に貯蔵していた綢 (abrišam) 300 xarvār (=90トン) のうち 200 xarvār を倉から出し、下層民たち (arādēl va oubāš) に分配したという記述が見出される。彼らは原則的に略奪対象をヴァズィール側の人間および施設に限っていた。さらには、反乱鎮圧後捕えられた主導者たちを拷問しても、彼らか

らは銅貨一枚すらも出ず、また彼らが税収 (māliyāt) に關して全く占有を行つていなかつたことが証明されたと記されてゐる。<sup>(184)</sup> つまり主導者たちは私利のために行動を起したのでも、それによつて得たものを占有する意図があつたわけでもなく、公平に分配を仕直し、公正を追求しようとしていたのである。

さて、この運動以前にも、やはりヴァズィール側の収奪と压制に抗して展開された民衆運動があつた。一六〇三年～一四四年の Kār Kiyā Fāthī 運動がそれである。地域的には Fūman のみであつ、*Tarib Šāh* の運動とは規模において差があるものの運動の性格・形態はかなり共通してゐる。しかし、この Kār Kiyā Fāthī の運動と *Tarib Šāh* の運動の間には決定的な違いがある。Kār Kiyā Fāthī の運動の鎮圧後、Fūman のヴァズィール代理の压制が証明され、その解任措置が取られた。<sup>(185)</sup> つまりこの運動は压制を訴えようという民衆の示威行動であり、それに対する成果も得られたのである。しかし、*Tarib Šāh* の運動が発生する頃には、中央政府は民衆の訴えに耳を傾けなくなつていて、より多い税収を国庫にあたらすヴァズィールこそが優秀かつ忠実であるといふ認識が浸透した結果、中央政府がヴァズィールたちの

收奪を敢えて戒めることはなくなり、ヴァズィールたちあまり多くの税収を上げることのみに専心するようになつた。扱い手が変わつても、否、むしろ変わる度に收奪はさらに強化された。ギーラーンの被抑圧者たちは、サファヴィー朝の施行するヴァズィール体制統治自体にもはや全く改善の余地のないことを十分に知つられていた。それゆえ自分たちの新しい統治者、つまり *Tarib Šāh* を擁立する形で運動を展開した。この運動は中央政府に対する示威行動ではなく、弊害と矛盾ばかりをもたらすサファヴィー朝の支配体制からの脱却を目指した行動だつたのである。

しかし運動は二ヵ月余りで鎮圧され、主導者たちはもちろん、運動の主勢力であった Lešte nešā, Lahijān, Kučesfahan の人々が一万人近く殺害された。<sup>(187)</sup> *Tarib Šāh* 反乱は、支配体制を何ら変えることは出来なかつた。むしろ刀狩の事例に示されるように、地方軍事力の解体・撤廃がより徹底され、中央政府の支配はさらに強化されたと思われる。

しかし結果的にサファヴィー朝の支配がより徹底されたという事実のみによつて、ハーツセ化政策を成功と評価することはできない。確かにアッバース一世が施行し

たこの政策は、國庫財政システムの改善策としては有効であつたし、中央政府の政策としては成功といえるかもしない。また本稿において考察してきたギーラーンについてはこの政策が弊害や矛盾をもたらしたことが確認されたとしても、当時のすべてのハーツセ地において、これほどまでに徵稅が強化され、そのための徹底的な統治機構改革が行われたとは限らない。ギーラーンは、かつての独立した地方政権の存在や、地域的特殊性、経済的重要性ゆえに、ことにハーツセ化政策の影響を受け易かつたとも言えるであろう。

しかし問題はハーツセ地において実際に収奪が強化されたか否かのみにあるのではない。地方政策としてのハーツセ化が、収奪強化のみに傾き易く、社会矛盾を引き起こしがちであつたこと自体が最も重視すべき問題なのである。後のスレイマーンI世(在位一六六六~九四年)時代にイランを訪れたシャルダンは、地方のハーケムに比べると、ハーツセ地の監督者(*contrôleur*)は國庫のためにと称して徵稅強化にのみ尽力して中央政府の評価を得ようし、またシャーもハーツセ地について<sup>(188)</sup>は収奪を許しがちであつたとしている。ハーツセ化の政策としての構造欠陥は、後世のこの記述においてかなり普遍的

な問題として指摘されている。つまり本稿においてギーラーンを例にとって検証したハーツセ化政策の弊害と矛盾は、決して特殊な地域のある一事例として理解すべきものではないのである。

さらにアッバースI世の場合、自ら重用していたコルチ・ゴラーム勢力をハーツセ運営に大幅に導入していた。この二勢力の重用もまた、刮目に値する軍制改革の主眼として成功的評価を受けている。しかし彼らの導入は地方政策としてのハーツセ化の抱える問題点を大いに増幅したといえる。つまり地方に対し、かつてのキズィルバシュのハーケム統治の時代よりも厳しい収奪や圧制が加えられた可能性が大きいのである。さらに本稿でしばしば示してきたように、彼らが担当地域において自らの部族・集団の勢力を拡大しないわけではない。つまり中央政府にとっての「忠臣による國庫収入増への貢献」がなされる一方で、彼らの地方封建貴族化と地方經濟の疲弊とが同時進行していく事態が発生していたのである。とすればそれはサファヴィー朝國家の存亡の危機に関わる問題であり、それを生み出したのはアッバースI世の政策であったとも言えるだろう。

事象としてはたやすく解決された *Tarib Sāh* の運動

は、地方政策としてのハーツセ化の持つ深刻な問題点を顯示していたのである。

### おわりに

運動鎮圧後、ハーツセ地の東西ギーラーンはマーザンダラーンと共にヴァズィール *Mirzā Taqī* の統治下に置かれ、再び厳密な意味での文官統治のハーツセに戻った。しかし、ハーツセ化が国庫収入増を目指した中央政府の地方政策として施行されていく限り、収奪のみに傾き易く、地方社会の矛盾を必然的に引き起こすという構造上の欠陥を根本的に是正することは難しい。いかに優秀な文官が統治を担つたとしても、暫時の改善あるいは部分的修正がなされるに過ぎないのでないだろうか。

しかしハーツセ化政策は、アッバース一世を継ぐサフイー<sup>(190)</sup>一世の時代に最も盛んに行われるようになつたといふ。構造上の欠陥を内包しつつもこの政策が続行されいくのは、ひとえに財政改善策として大いに有効であったためであろう。むしろ国庫財政が悪化するほどハーツセ地は増加していくとさえ考えられる。

もちろんハーツセ化政策の続行が、それ以降のサファヴィー朝財政を破綻に向かわせたと断定するわけではない。

後世史料を繙き、アッバース一世の政策がいかに適用・応用され、また修正されていったかを検討しない限り、サファヴィー朝史において、アッバース一世の治世期およびその政策がいかなる意味を持っていたかを解明するのは難しいであろう。

TGF の作者フーマニーはこの年代記の記述を、アッバース一世によるハーツセ統治の最大の所産といえる *Fārib Shāh* 運動の詳細な記述で結び、擱筆した。フーマニーは、シャーおよびその支配のあり方にに対する批判的な記述を随所に残した。しかし彼をヴァズィール体制を否定した者とも、また自らの故地の独立政権の喪失のみを声高に訴える者とも捉えるべきではない。彼が隠遁者の身を起こして綴つた TGF は、王朝年代記などによつては成功の一一面のみを評価されがちなアッバース一世の改革および政策を別な側面から映し出しているのである。

### 註

(102) TGF p. 189.

(103) TAA p. 803.

(104) 一五九七年七月～一六〇五年 *Dhū al-hijja* 内アッバース一世は *Šeyx Ahmad Āqā* なる者に命じて *Lāhi-*

jān の Šimerūd 沿の道を、駱駝が荷籠 (kajāve) を着けたまま並んで通れる位に拡げさせたところ (TA fol. 122b)。ベーチセ化直前にこうした事業がなされたいたことは注目に値する。

(105) かつては多くの川がカスピ海に流れ込むために沼が多く通行が困難であったが、アッバース一世が Āstarā か Astarābād ほどの地域のすべての河川に強固な堤防を築かせたため、馬や駱駝、徒步による通行が可能になったところ。 (Olearius, p. 999)

(106) 多くはヴァズィールに従事して当該地に赴くものと思われるが、現地の文官が新たにヴァズィールの臣下になり、統治の業務に採用される場合もあった。 (TGF p. 180)

(107) 徴税の手順や地方政府成員たちの職務については、残念ながら同時代史料において詳細を明かにしないため、TM に見られる、サファヴィー朝末期のハーチセ地であるヌスマーバーンの事例などを援用して考察してみる。

(108) TM p. 79 にある Samī'a, *Tadhkerat al-Molūk*, (ed. M.D. Seyāqī), Tehrān, 1952. (ムスリム活字版) p. 46° ヌスマーバーンのヴァズィールの義務として挙げられてる。

(109) ヴァズィールからの任命を受けたダルーガは、集税職 (tahvildārī) や出巡のねしら (cf. TGF p. 181)°

ギーラーンの各地区に任命されるダルーガも短い任期毎にヴァズィールから請負う職であると考えられる (cf. TGF pp. 217-9)。

(110) TM pp. 84-5, TM 活字版 p. 51° ハスマーバーンには、作柄および収穫高を査定する rayyā' という職が存在したところが、ギーラーンにも当然こうした職務に携わる者がいたと想われる。

(111) TM p. 84, TM 矢字版 pp. 50-1.

(112) TGF p. 204 ダルーガが集税人たる (*tahvildārān*) から國庫納入金の徵収 (*voşül-e māl-e divān*) を行うところ記述が見られるため、集税人はダルーガよりも矢字位の集税請負い職と考えられる。

(113) TM p. 84, TM 活字版 p. 50 *tas'ir* (統制価格または価格決定のための換算率) 設定は毎年イラン歴九月 (qous-e har sāle) 1月末～11月末に行われていたところ。

(114) TM p. 84, TM 矢字版 p. 50.

(115) たゞ *hukumat*、統治 (*hukūmat*)。重要事 (mohemmat)、業務 (*mo'āmelāt*)、ヴァズィールの職務 (vezārat) などである。

(116) ベーチセ地のダルーガは、治安維持、警護、懲罰などを行つ警察機能をも有していた。 (TM p. 82, TM 矢字版 p. 48)

(117) キャラントル (kalāntar) は、隕岸「崖」だといふ

記される。担当地図のネスバを持つ担当手が多く、またTGFにはしばしばキャラーナタムが新設地図の有力者たるも共にヴァズィール統治への抗議や抵抗を行つたといふ記載が見られるため (TGF p. 195, p. 215 etc.)<sup>(121)</sup> 地域社会の代表者の性格を持つ者が就任すると考えられる。

(118) ヴァズィールが全く随意にキャラーナタルを任免したことは考え難い。しかし初代ヴァズィールの Mohammad Šafi' については、TAA p. 803 にキャラーナタルの任免権を有していたことが明記されており、その他ヴァズィールの場合も任命の勅令そのものは中央政府が出していたが、実質的な任命者の選択権を持つていたと思われる。

(119) たとえば、ヴァズィール代理の収奪・圧制が判明した場合、直ちにその者を罷免し、叱責・懲戒の後、別な適任者を選んで任命する (cf. TGF pp. 177-8, p. 180 etc.)<sup>(122)</sup>。

(120) たとえば、Mohammad Šafi' は一六〇六／一〇一五年には東西ギークーの他、ホーラサーン、ガズヴィー、マーガンダラーのヴァズィール職をも兼任しておひ、皿ひはホーラサーンに赴き、他地域の職務はト僚に委託した (TGF p. 181)。

- (121) TGF pp. 182-3.  
(122) TGF pp. 183-6, TAA p. 760, p. 803.

(123) TGF pp. 199-200.

(124) TGF 二〇二二年、キャラーナタルの徵取はれたる租税は大抵 māl-e divān と記される。

(125) TM pp. 174-8 の、「ヘルスキーによると、キャラーナタルのベーチヤセ収入は全ベーチヤ地収入の三九%を占めている」とが解る。この時代にベーチヤ地が増加していくことに鑑みると、アッバース一世期においてキャラーナタルのベーチヤ収入が占める割合は確かに高かったと考えられる。

(126) 中央政府は、ヴァズィールの行うベーチヤ統治や、地方監督官 (nāzir) が取る辦がりをしてこだ (TGF p. 185, p. 203, TM p. 25)。

(127) TGF pp. 183-5.

(128) TGF p. 183.

(129) Mohammad Šafi' によれば TGF pp. 183-5, Behzād Baig によれば TGF pp. 190-3, pp. 203-4, pp. 208-9 を参照ねだ。

(130) 一六〇六／一〇一五年、ムストウフィー・アルマーリ (mostoufi al-mālek) の Mo'ezzā Ebrāhim Širāzi によれば、税収の本部 (mohāsebat) をはじめとして「ベキ」、国庫財産にかなりの損失を出したために罷免されたが、この「ベキ」を指摘したのは、彼より下位の官僚である Mohammad Šafi' によるだ (TAA pp. 674-5)。

- (131) TGF p. 208.

- (132) だいぶん TGF p. 204 に Behzād Baig が躍出されたり、  
れた際、余祐調查を命ぜられた人々の名が記された。例が示されてる。
- (133) TGF p. 204.
- (134) TGF pp. 207-8.
- (135) TGF p. 215.
- (136) TGF p. 215.
- (137) cf. 補(17) (補註)
- (138) ダーラー家の Latif Khan Baig が出務を遂げた際には  
西ギリバーへ向かって殺された。(TGF p. 208)。
- (139) TGF pp. 207-8.
- (140) TGF p. 186.
- (141) TGF p. 186.
- (142) TGF p. 187.
- (143) だいぶん TGF p. 177 (Fūman の カトバーラー代  
理の不眞だ齋金 (tarjomān) 関係 だる)、TGF p. 180  
(Lāhijān の カトバーラー代理 と 余祐調査 との 出張  
(zolm)・出陣 (ta'addī)・〔蘇我〕 墓碑 (ziyādatī) など  
こと)、TGF p. 261 (西ギリバーへのカトバーラー家  
の出張たる横櫛 (tahkamāt)・出陣 (zolm) と起因す  
る出張だらの辯護の立場) などの記述が挙げられる。
- (144) TGF p. 215.
- (145) cf. TGF pp. 209-212, p. 215 だら TAA と  
p. 868 以降の記述を繋げる。
- (146) 1-2-1-1-10110年期初 (TAA pp. 850-1)。
- (147) TGF p. 212, p. 215, TAA pp. 878-9 では遠征続行  
中でのみギリバーへ繰り出でたりハーフハーフと戻った  
例が示されてる。
- (148) グルジア遠征隊とも Gaskar と Kohdōm とベーケム  
軍が出動した (TAA p. 893)。
- (149) TGF p. 269, p. 279.
- (150) 本稿における「東方有力者」とは、ギリバーの出身・  
在住の元権力者たちの総称であり、地方政権時代のメロ  
ーナや官職の保有者およびその一族などを指す。
- (151) TGF pp. 195-7 および本稿補 (33) (補註)。
- (152) だいぶん Rašt の キヤリーハタル と カトバーラー  
の Oşlān Baig との長處の上母 (TGF p. 214) と、  
Fūman の キヤリーハタル と オスラーン Baig とダール  
一が逆接する長處の上母 (TGF pp. 217-8) などが挙げ  
られる。
- (153) TGF p. 214 は海螺貝の Rašt の キヤリーハタル (cf.  
補(15)) だらの Oşlān Baig の カトバーラー統治  
のだら、前出の理と蒸し合はれていたものである  
(TGF p. 211)。
- (154) Kūčesfahān の キヤリーハタル の Xāje Šāh Malek  
が Mollā Mohammad Bejārī だらの海螺貝の統治した。彼は  
海螺貝の領主 (motamavvelān-e rūzgār) だった。  
(TGF p. 219)。
- (155) TGF pp. 219-20.

(155) Fūman のキャラーンタルの上申が効を奏しダーラー  
ガの Šah Karam Baig が罷免されたが、次に任命された  
た Xanjar Baig Baigdālī Šāmlū と Šāhi Baig が、就  
任するや否く即ち (Šeltāgāt) や断が始んだといふ  
記述が見られる (TGF pp. 217-8)。

(156) ヴァズィールの Oşlān Baig が、Šams たる者を唆し  
てその者が仕えていた有力者の財産を没収し、その報酬  
として Šams とおいかじめキャラーンタル位を委託し、  
後から中央政府に輸土金を渡して任命の勅令を得たとい  
う (TGF pp. 259-60)。

(157) cf. 註(154) まだ註(155) に示した有力者の家は代々ヤバ  
フチャーハルを輩出していた、Oşlān Baig が彼の財  
産を欲しだらむが註(156) の構造の発端であった (TGF  
pp. 259-60)。

(158) TGF p. 263, p. 266, p. 267.

(159) 一五九七／一〇〇〇年、Fūman のキャラーンタル代理  
に任命された (TGF p. 173)。

(160) 一五八三／九九一年 Oşlān Baig Qorči-ye Šāmlū が  
政府高官だれ (arkān-e doulat) の名前で、'Ali Baig  
Soltān (後のキャラーンハーハーフ) やトーラクの  
Eştaxr 城趾から譲送された記述が見られる (TGF p. 92)。  
また一五九四／一〇　一時はマグトーパーの統帥隊  
にて率いて、キャラーンハーハーは服軍の援軍として駆け参  
じた記述 (TGF p. 152)。

(161) たゞベゼ、一九〇三／一〇一一年に圧制を働いて罷免  
されながら (TGF pp. 173-8)、一九〇七／一〇一六年  
には復職を果たす。 (TGF p. 181)、彼の圧制に  
おける不満の上申など、中央政府からの無視されて  
いる (TGF p. 221, p. 261)。この上多くの不公平の上申  
はめかかわらず彼は敵かのめだらの職を務め、恩子がそ  
の後を継ぐ (TGF p. 222)。

(162) 彼が西ギーハーのキャラーンハーハルに就任した際の記述  
に続く語文で、彼は王輔 (soltān のよりシャー) の助力  
(madad) によっての上申と就いた暴虐な取税吏 ('āmel-  
e žalem) が現れる記述 (TGF p. 209)。

(163) 一人の Šāmlū 補出貢者が西ギーハーの各地区のダーハ  
ルーから出金をねじる (TGF p. 218)、また Šāmlū  
部のトマースのひなことよひキャラーンハーハルに贈り得  
た者とハニドの記述も見られる (TGF p. 215)。

(164) TGF p. 220.

(165) TGF p. 261.

(166) TGF p. 261.  
(167) Tarib Šāh 聞勅の書と東キャラーンのキャラーン  
である Mirzā 'Abd Allāh が X̄āje 'Alīshāh Eşfa-  
hāni が「ハチウムのヒマーハの騎士」だといふ (XS  
p. 51)。

(168) 一九一九年四月一日／一九〇八年 Jomādā I 月／一九〇〇  
年 (TAA p. 1077)。

(169) 一九一九年四月一日／一九〇八年 Šā'bān 月／一九〇〇

(TGF pp. 262-3)。

(180) | K-|九年大夏|〇四\〇八|八年 Šavvāl | 夏 | 八

四 (TGF p. 279)。

(181) Dh TAA p. 15.

(182) Dh TAA p. 15, TGF p. 262.

TGF p. 262.

(183) 鎮压軍が Lešte nešā と進軍し、主導者たちの家族や

(184) 町に押されたところへ記載、その報が運動勢力を惹いてや  
せたところへ記載が見られる (TGF p. 267)。また運動勢  
力は Lešte nešā と同様に指摘 (TGF p. 274, XSp. 52)、最後にその勢を包围せよと鎮圧せよ (TGF  
p. 279) も記載される。

(185) Čopek 派の Ajdar 派の貴賤 (a'yān) 〇・一九 |

人が、T arīb Šāh の援助・補助 (mo'āvenat va mo'-  
āqedat) とあだてられて記載が XS p. 50 と記載(186) され、TGF p. 262, 267, 268 もこの國家の都た  
かの運動勢力の存在が記載されている。(187) TGF では T arīb Šāh と 'Ādel Šāh と曰く「人物」  
として挙げられており (p. 261)、Dh TAA と (p. 18)

別人として記載される。

(188) TGF p. 262.

(189) Dh TAA p. 15.

(190) TGF pp. 263-72.

(191) 木を切るための斧を送り、かぐや凶器とした道風

が没収されたむじか (Olearius. pp. 1004-5)。

(181) TGF p. 265 にて、ト麁國の軍隊 (sepāh-e a jāmāre)  
が Rāst と名づけられたキャラクターを略奪したと  
記載される。(182) T arīb Šāh がチャイフなどの連合を受け入れ、Rāst  
襲撃の川田後、強奪を止めようとする運動参加者に命じた  
(TGF p. 265)。また Fūman におけるカーディーた  
れ (qodāt) たるの船を置かへれ、ト麁國 (ajāmāre) に  
おこし、人々の略奪に燃ゆるの家近くの侵入を禁じた  
(TGF p. 266)。(183) TGF p. 265 また XS p. 51 も今配を示す記載が  
記載される。

(184) TGF p. 280, p. 282.

(185) cf. TGF pp. 173-5.

(186) TGF pp. 177-8.

(187) 約二十七〇人が殺害されたむじか (TGF p. 279)  
かの運動勢力の存在が記載されている。

(188) Chardin. vol. 5., p. 279.

(189) TGF p. 223, Dh TAA p. 18.

(190) PZP. p. 115 く一ヶヤ地が最も多かったのは「大長  
○世野」であったむじか。なお、史料の利用にあたり、東京外国语大学アジア・アフ  
リカ言語文化研究所の羽田亭一氏に多大なる御助力を頂いた。

(191) ここに感謝の意を表したい。